

議案第33号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 第1条関係（議案集(2) 9ページ）

改正箇所	改正内容			
期末手当 (第16条及び第30条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	現行	6月	12月	3月
	フルタイム会計年度任用職員	1.125月	1.175月	0.25月
	パートタイム会計年度任用職員	1.125月	1.175月	0.25月
	改正後	6月	12月	3月
	フルタイム会計年度任用職員	1.125月 (改正なし)	1.175月 (改正なし)	<u>0.10月</u> (-0.15月)
パートタイム会計年度任用職員	1.125月 (改正なし)	1.175月 (改正なし)	<u>0.10月</u> (-0.15月)	

2 第2条関係（議案集(2) 9ページ）

改正箇所	改正内容			
期末手当 (第16条及び第30条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	改正後	6月	12月	3月
	フルタイム会計年度任用職員	<u>1.05月</u> (-0.075月)	<u>1.10月</u> (-0.075月)	0.25月 (+0.15月)
	パートタイム会計年度任用職員	<u>1.05月</u> (-0.075月)	<u>1.10月</u> (-0.075月)	0.25月 (+0.15月)

3 施行期日（議案集(2) 9ページ）

1については公布の日、2については令和4年4月1日